

個人番号カードのメリットについて(その2)

◇ 民間事業者の利用
(公的個人認証サービスを中心に)



個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

を利用

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

券面

または

電子証明書

を利用

- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または アプリ

または 電子証明書

を利用



行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子証明書

を利用

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。
平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約
6,000万人が利用できることとなる予定。

各種行政手続のオンライン申請



- 電子申請(e-Tax等)の利用
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子証明書

を利用

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設



- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
- インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、
各種の民間のオンライン取引に
利用できるようになる。

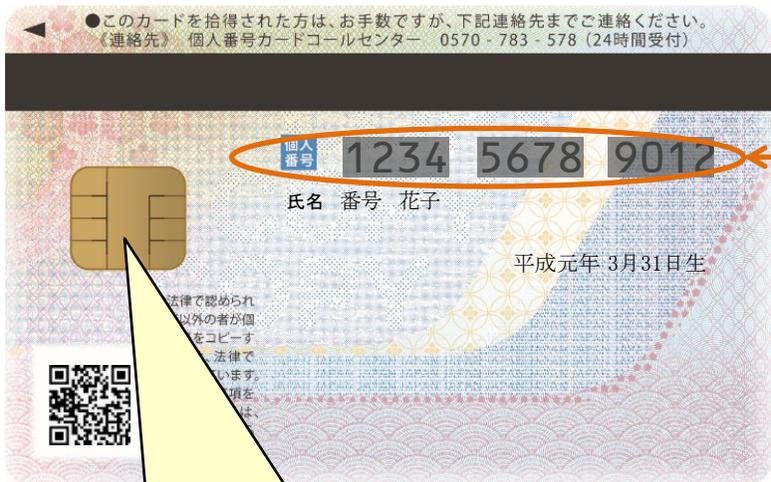
電子証明書

を利用

個人番号と個人番号カード(ICチップ)の利用について

◎ICチップ内の電子証明書の利用には個人番号(マイナンバー)は使用しません

個人番号カードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①個人番号

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・個人番号を利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、個人番号を収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-TAX、マイナポータル等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

電子証明書のイメージ



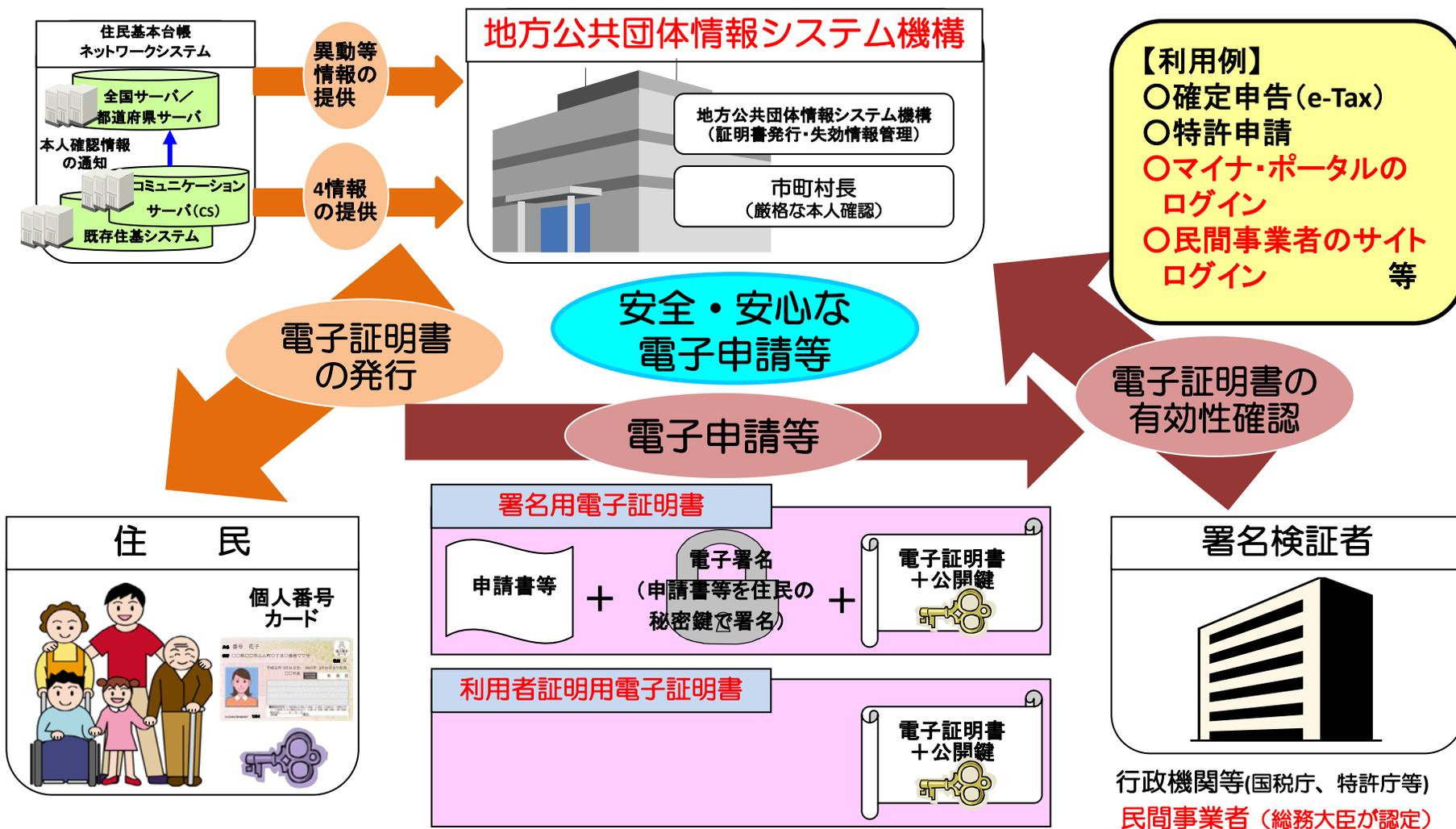
民間も活用が幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

公的個人認証サービスの概要について

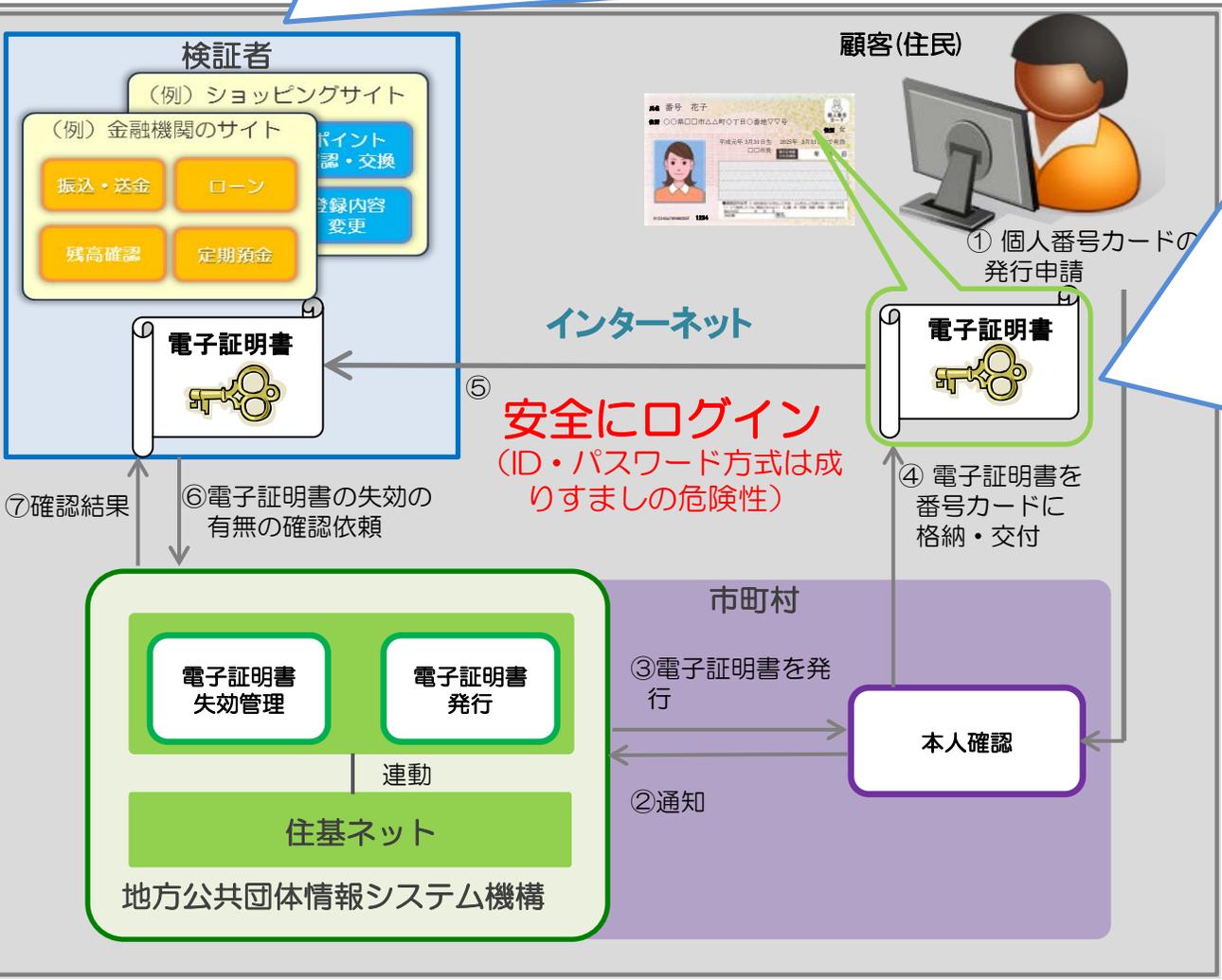
- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約288万件（平成26年12月末現在）



公的個人認証サービスのイメージと制度改正(平成28年1月以降)

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(=検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点②】

電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>

【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

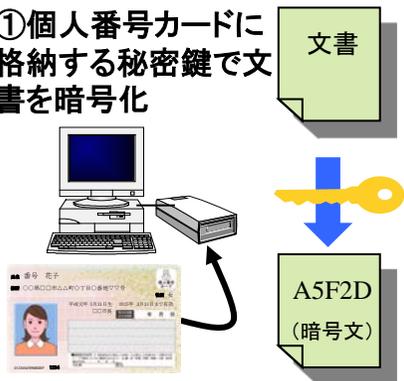
公的個人認証サービスの仕組み

【凡例】 秘密鍵： 公開鍵：

1 署名用電子証明書

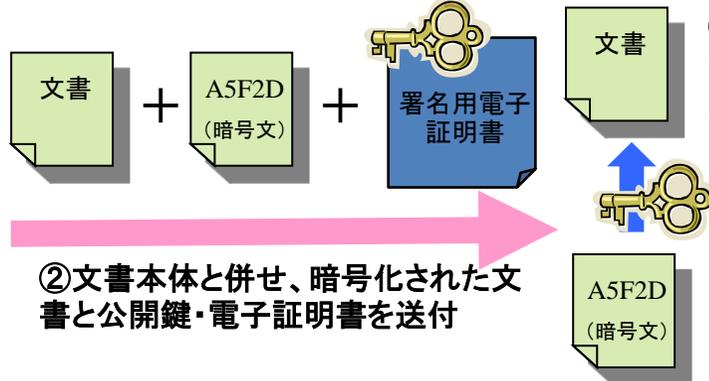
(例) e-Tax(国税電子申告・納税システム)による確定申告

①個人番号カードに格納する秘密鍵で文書を暗号化



発信者

②文書本体と併せ、暗号化された文書と公開鍵・電子証明書を送付



③発信者から送付された公開鍵で暗号化された文書を復号化



国税庁

④文書本体と突合し、改ざんの有無を検知

⑤電子証明書の有効性を照会

⑥電子証明書の有効性を回答

有効であれば、認証成功
確定申告を受付

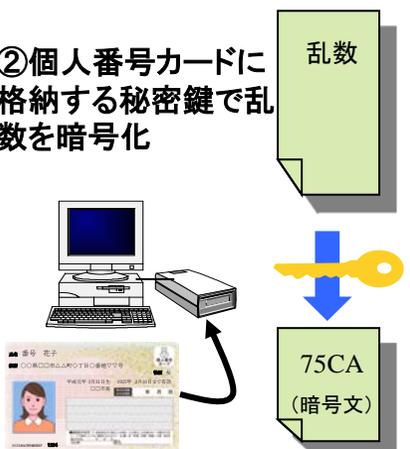


認証局
(機構)

2 利用者証明用電子証明書

(例) マイナポータルへのログイン(検討中)

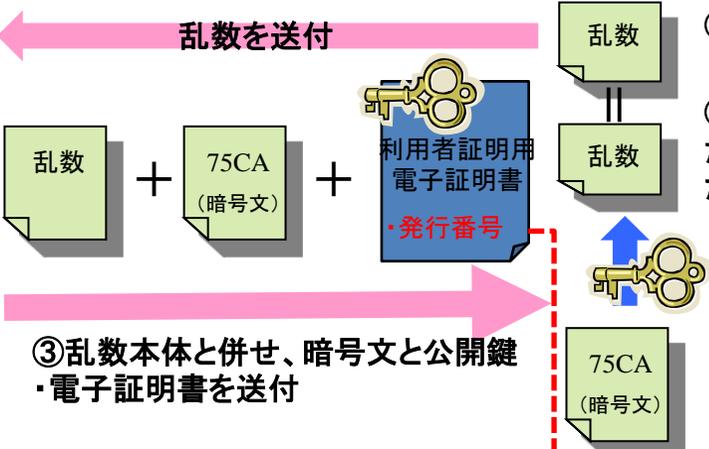
②個人番号カードに格納する秘密鍵で乱数を暗号化



発信者

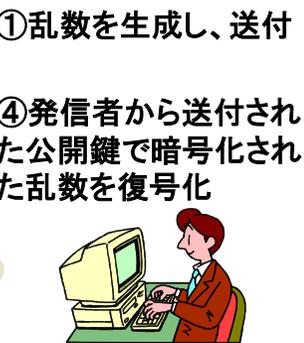
乱数を送付

③乱数本体と併せ、暗号文と公開鍵・電子証明書を送付



①乱数を生成し、送付

④発信者から送付された公開鍵で暗号化された乱数を復号化



マイナポータル

⑤乱数本体と突合し、改ざんの有無を検知

⑥電子証明書の有効性を照会

⑦電子証明書の有効性を回答

有効であれば、認証成功
マイナポータルにログイン

・マイ・ポータルは、電子証明書に記載されている発行番号を用いて、ログインした者を特定
・氏名、住所等の基本4情報は持たず



認証局
(機構)

安全・安心な認証サービスの提供(電子署名と電子利用者証明)

1. 文書を伴うアクセス

対策

① 成りすまし (申請書の正しい送信者を受信者が確認できない)

Aさん(送信者) Cさん Bさん(受信者)

申請書

本当にAさんから来た申請書なのか

※CさんがAさん名義の申請書を勝手に作成し送信する

電子署名

- 送信者が本人であることを確認
- 文書が改ざんされていないことを確認
- 送信者は送信内容を否認することができない

② 改ざん (申告途中で申告書の書き換えが行われる)

Aさん(送信者) Cさん Bさん(受信者)

申告書 100万円

改ざん

申告書 300万円

??

※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能

③ 送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)

Aさん(送信者) Bさん(受信者)

申告書は提出していない

申請書

受理

※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある

2. 文書を伴わないアクセス

対策

① 成りすまし (←アクセスする本人の特定が困難)

Aさん Cさん Bさん

ログイン

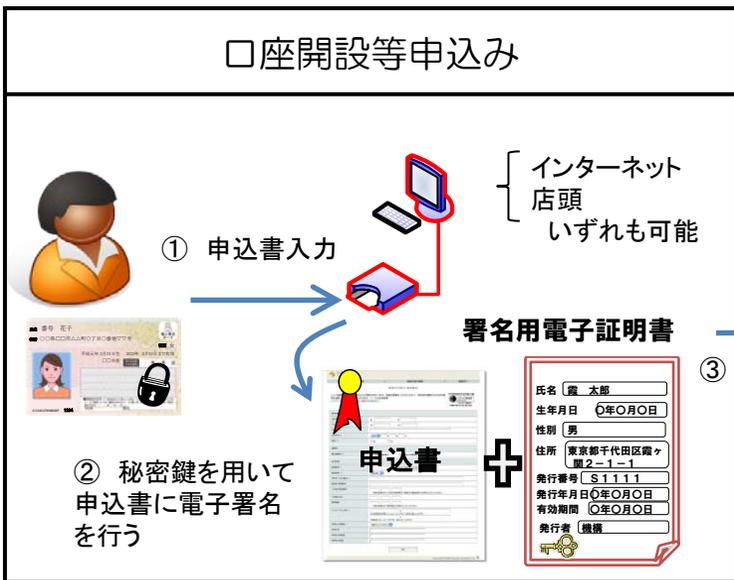
本当にAさんなのか

※CさんがAさんに成りすまし、勝手にログインをする

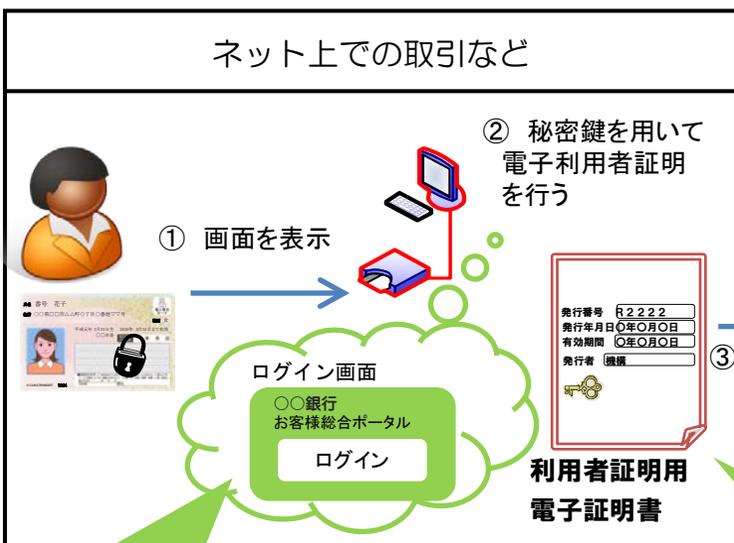
電子利用者証明

- 送信者が本人であることを確認

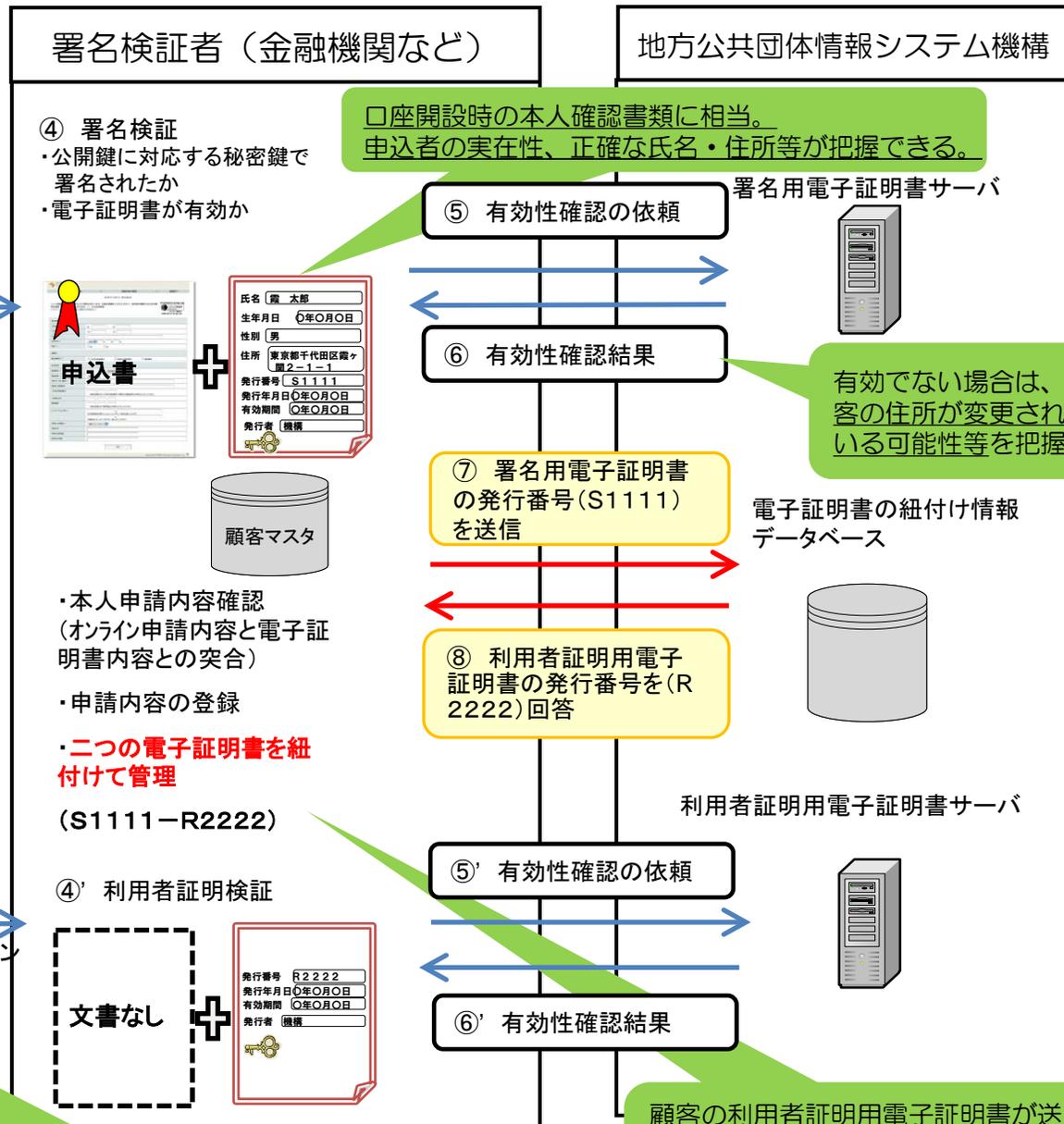
民間事業者の公的個人認証サービス(署名と利用者証明)利用フロー(イメージ)



次回以降の手順



ID/パスワードを超えるセキュリティ水準を確保



基本4情報をネット上に流通させることなく安全にログインができる

公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

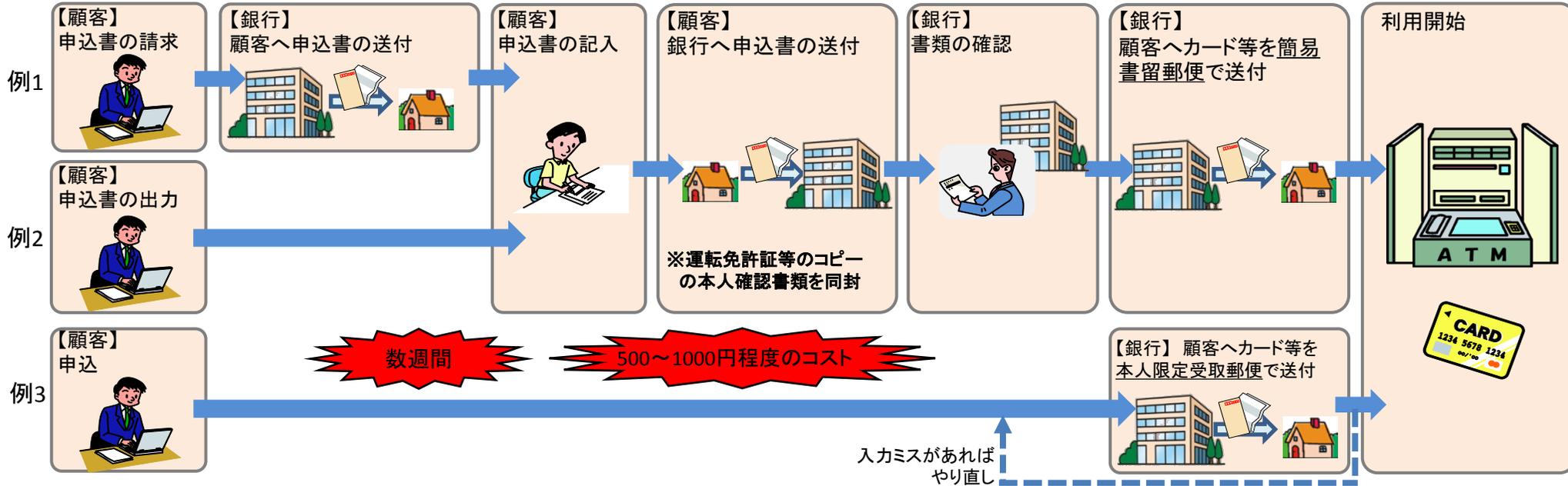
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット①

～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

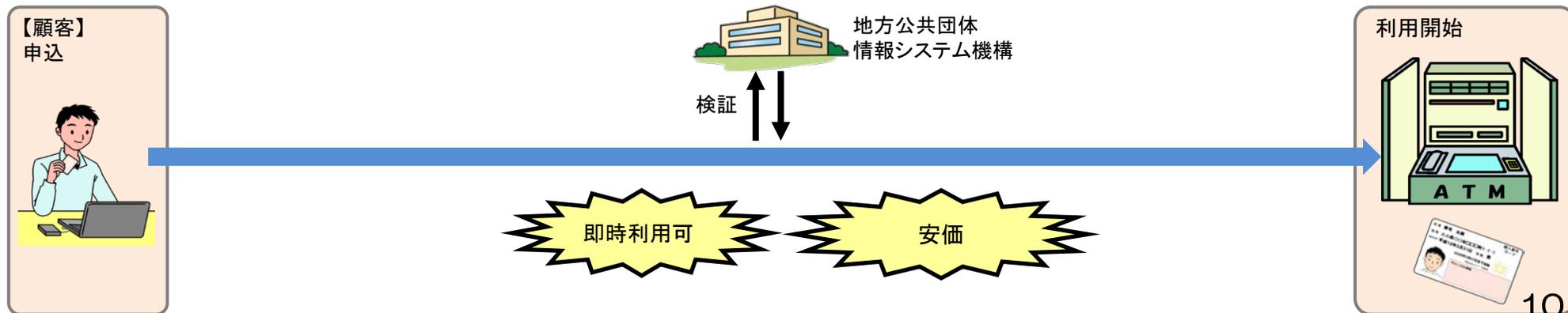
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット②

～ 顧客情報の「異動の契機」の把握 ～

従来

ユーザー登録

（例）一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認

ユーザー数 × 郵送料 + 人件費

現況確認できない場合、実地調査

人件費

登録情報の更新（最新のデータベース）

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録

（例）一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認（オンライン）

異動あり

異動なし

失効情報
提供手数料

重点調査

本人に最新情報を
照会（オンライン等）

照会不要
大きな
コストカット

登録情報の更新（最新のデータベース）

電子証明書が失効する場合とその対応

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
①	氏名、住所等の変更 ※住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の記載が修正された場合に失効	(失効しない)
②	本人の死亡等 ※住民票が消除される場合に失効 →死亡、国外転出、住基法適用外(外国人が在留資格を喪失した場合等)となったとき 等	同左
③	本人の申出 (ア)個人番号カードの失効に伴う利用停止の届出 →カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更 等 (イ)電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等	同左
④	電子証明書の有効期限到来 ※有効期間は原則5年 →5年以内に個人番号カードの有効期限が到来する場合は、個人番号カードの有効期限まで →利用者証明用電子証明書の有効期限と一致	同左

署名用 : × 失効
利用者証明用 : ○ 有効

↓
住所・氏名等の確認手続へ

→①更新後の署名用電子証明書を
送信してもらう
②個人番号カードの入力補助アプリの
記録情報を送信してもらう

署名用 : × 失効
利用者証明用 : × 失効

↓

電子証明書の失効理由	分かること
affiliationChanged	「死亡」又は 「海外転出」
cessationOfOperation	「カード紛失」又は 「海外転出」
Superseded	「証明書更新」
certificateHold	「カード紛失」

各事業者の登録時情報(電子証明書)でチェックが可能

※未成年者、被成年後見人は、利用者証明用電子証明書のみ取得。
それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合あり
(ただしレアケース)。

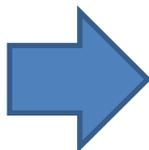
※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。

公的個人認証サービス利用によるメリット②-2 ～顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握～ 【生命保険会社の皆様へ】

電子証明書の失効状況を確認することで、以下の対応が可能です。

電子証明書の特徴1

死亡したときは必ず失効（署名用／利用者証明用ともに失効）

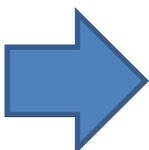


実地調査を行い、死亡が判明した場合、
円滑に保険金支払手続きに移行可能

未払いリスクを回避

電子証明書の特徴2

利用者証明用電子証明書が失効していない。⇒「死亡していないことが確実」



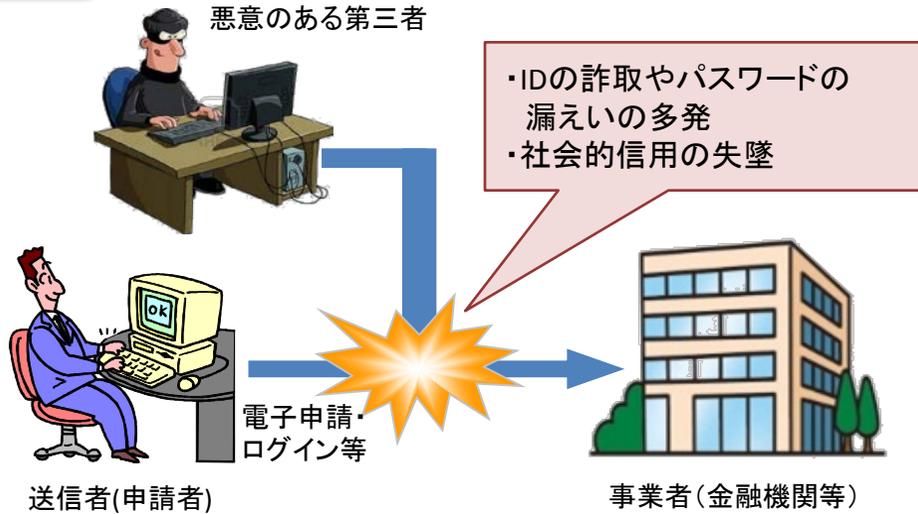
生涯年金型保険の保険金を継続して
支払いOK

過払いリスクなし

公的個人認証サービス利用によるメリット③

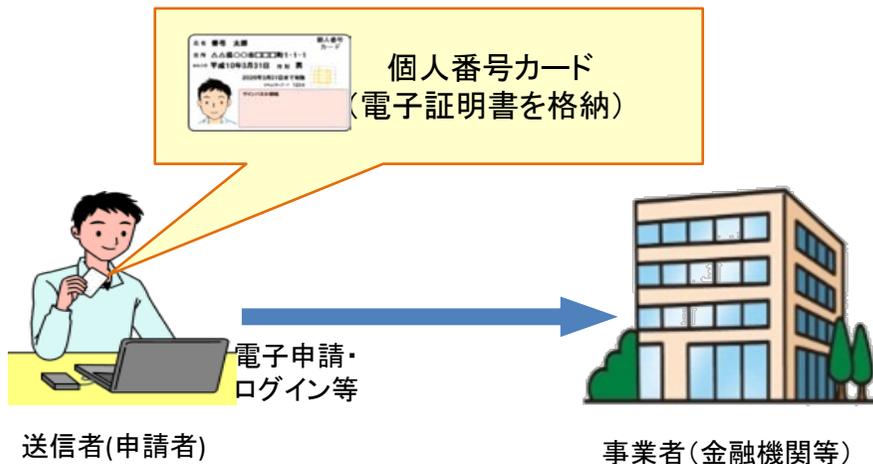
～ 確実な登録ユーザーの確認 ～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数:1,315件 被害額:約14億円(平成25年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

公的個人認証サービスによる電子証明書の利用



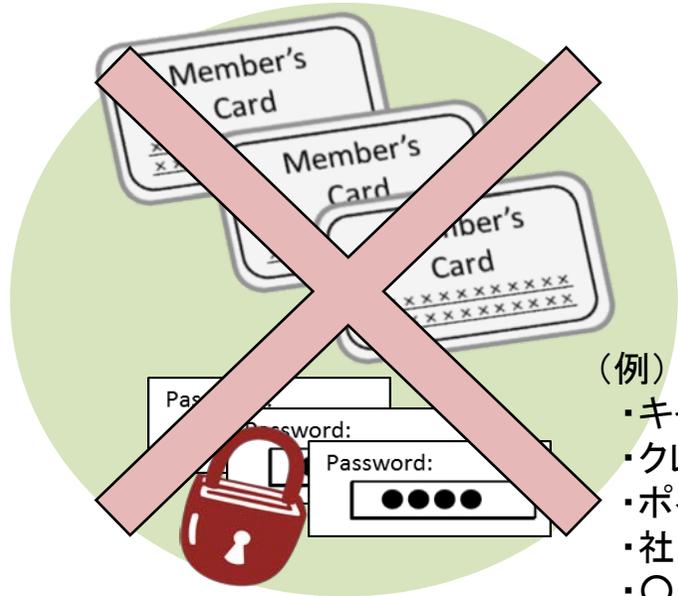
- ・個人番号カード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・個人番号カードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。
事業者(金融機関等)の負担も軽減。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

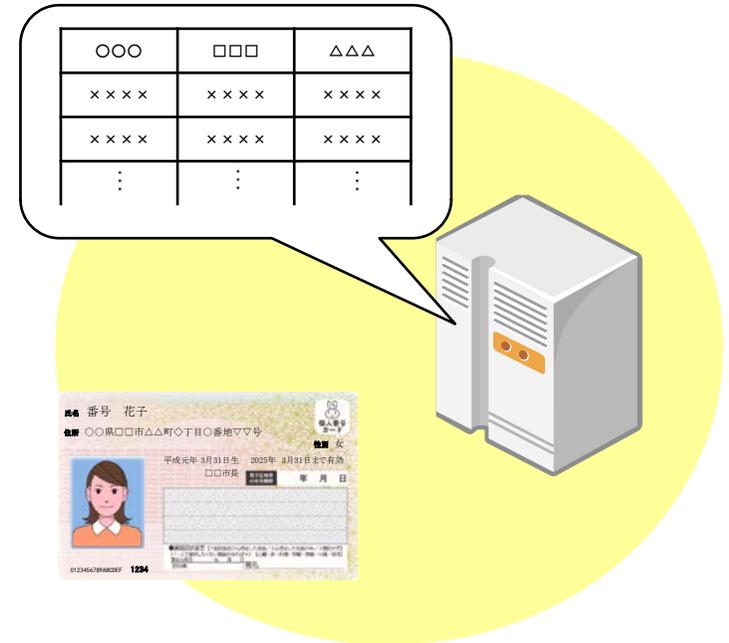
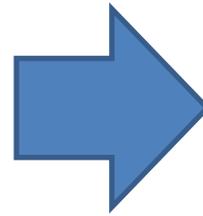
	ID・パスワード	公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
方法	○利用者がID・パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。	○個人番号カードに電子証明書と秘密鍵を記録。 ○パスワード（4桁の数字）を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。	○パスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、確定申告書等の文書を署名用の秘密鍵で暗号化。
危険性	○スパイウェア、フィッシングの蔓延等により、ID・パスワードが抜き取られる恐れあり。 ○生年月日や電話番号などからの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。 ○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる（例：パスワードをメモ）。	左のような危険性はない。 ○秘密鍵は、個人番号カードのICチップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため（耐タンパ性）、第三者が取り出して使うことは不可能。 ※盗用するためには、①本人の個人番号カードを所持した上で、 ②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。 ○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。	
その他	—	—	○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。

公的個人認証サービス利用によるメリット④

～ お客様カードの代替 ～



- (例)
- ・キャッシュカード
 - ・クレジットカード
 - ・ポイントカード
 - ・社員証
 - ・〇〇資格証
 - ・〇〇免許証
 - ・保険証 など



- ・公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- ・また顧客も電子証明書が格納された個人番号カードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- ・事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)

(平成29年1月サービス提供予定)

課題



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(署名検証者)



Aさん

署名用

Aさん

シリアル1

利用者証明用

シリアルA

利用申込時(初回)

署名用電子証明書 (シリアル1) でサービスの登録を申込

サービスDBに登録

シリアル1 Aさん シリアルA ※

※機構より入手可能

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でログイン

成功 (シリアルA が Aさん とわかる)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新等
(シリアルA ⇒ シリアルB に)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログイン

× シリアルB が Aさん とはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログインを試みる

シリアルB のひとつ前のシリアルを機構に照会

⇒ 機構は シリアルA と回答※

⇒ シリアルB ⇨ シリアルA ⇨ Aさん とわかる。

※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて利用申込時に本人同意を得ることが必要

シリアル1 Aさん シリアルA シリアルB

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)(その2)

(平成29年1月サービス提供予定)

課題



Aさん

利用者証明用

シリアルA

利用申込時(初回)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でサービスの登録を申込

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でログイン

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新や再発行
(シリアルA ⇒ シリアルBに変更)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログイン

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログインを試みる



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(利用者証明検証者)

サービスDB(ユーザ登録)に登録

Aさん

紐付け

シリアルA

※別途尋ねる。

○ 成功(シリアルAがAさんとわかる)

✕ シリアルBがAさんとはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

? シリアルBがAさんとはわからない

シリアルBのひとつ前のシリアルを機構に照会
⇒ 機構はシリアルAと回答※

⇒ シリアルB ⇔ シリアルA ⇔ Aさんとわかる。

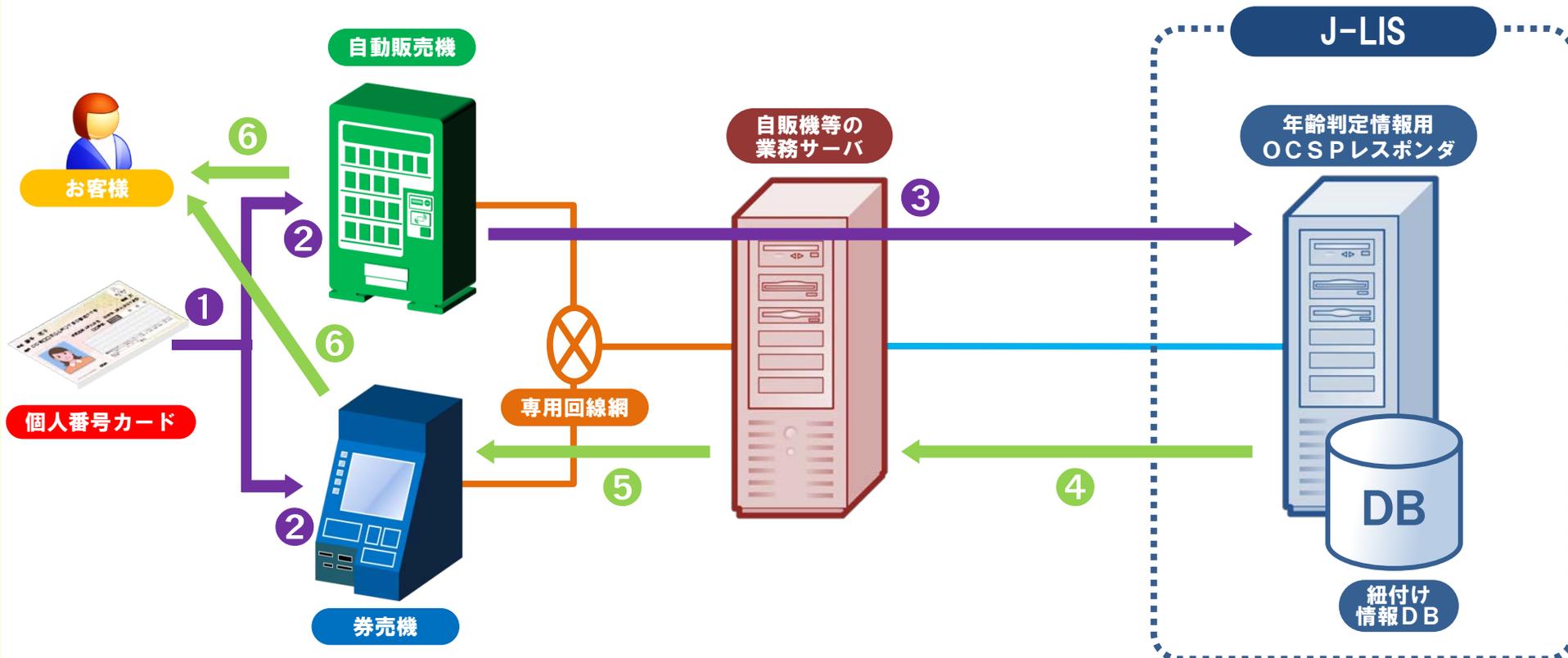
※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて事前に本人同意が必要

※機構から、シリアルAを取得することについて、事業者側も本人同意が必要

年齢判定機能について(イメージ) (その1)

(平成29年1月サービス提供予定)

ご利用の手順



- 1 個人番号カードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- 2 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
(サービスの性質に照らし、入力を求めないことも可。)
- 3 J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「〇歳以上か否か」)を送信。

- 4 J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
・「〇歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- 5 判定結果を受領し、販売の可否を自販機・券売機側へ送信。
- 6 判定に基づき、お客様に商品を提供。

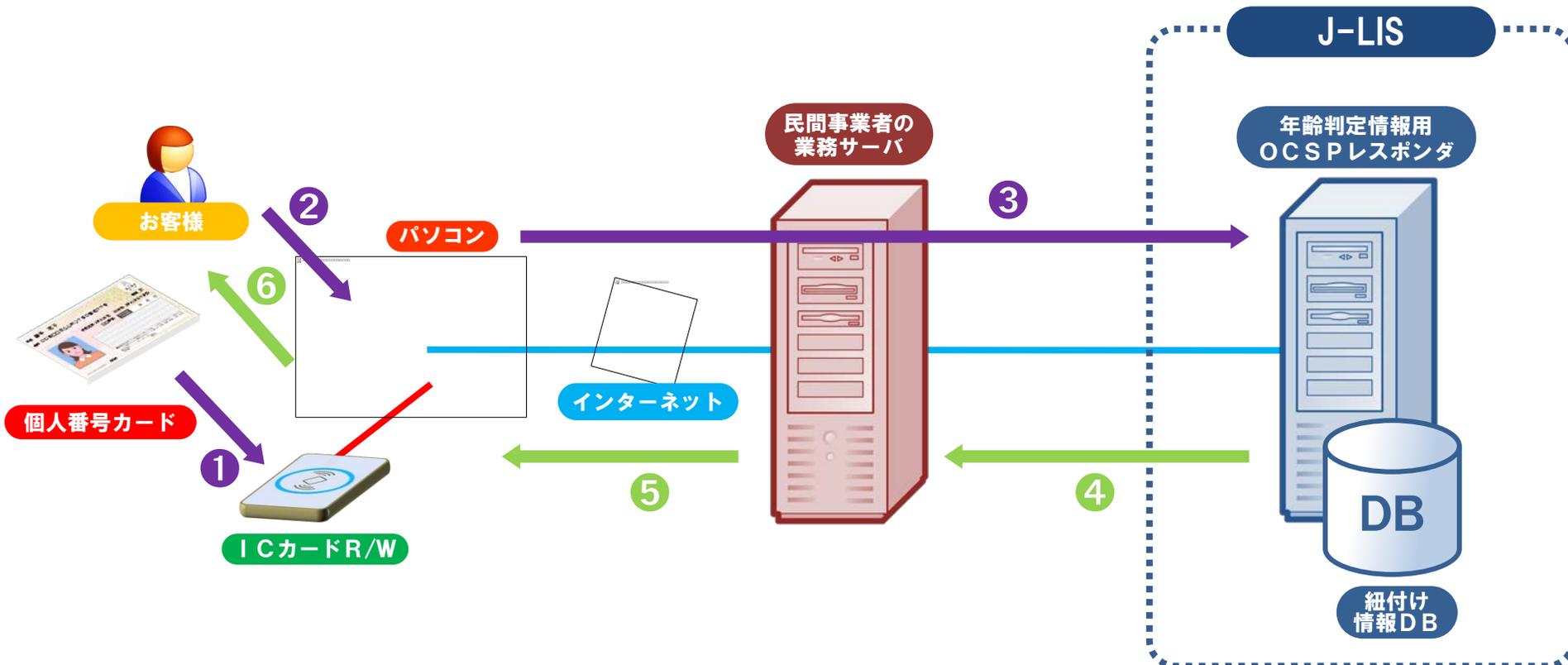
メリット

確実な年齢判定が可能に

年齢判定機能について(イメージ) (その2)

(平成29年1月サービス提供予定)

ご利用の手順



- ① 個人番号カードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- ② 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- ③ J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「〇歳以上か否か」)を送信。

- ④ J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
 - ・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
 - ・「〇歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- ⑤ 判定結果を受領し、サービス提供の可否をお客様のパソコンへ送信。
- ⑥ 判定に基づき、お客様にサービスを提供。

メリット

確実な年齢判定が可能に

ご自宅から(オンライン)

公的個人認証サービスにおける署名検証者の認定基準について

1. 基本的な考え方

民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定する。

2. 認定基準

基本的な考え方に基づき、以下のとおり認定基準を定める。

規程類の整備

署名検証等を実施するに当たって必要な事項(業務手順、業務従事者の責任・権限、監査等)が、民間事業者内で規定されているかを評価する。

電気通信回線を通じた不正アクセスの防止

主にインターネットを通じた社外からの攻撃に対して、ネットワーク面でのセキュリティ対策が講じられているかを評価する。

正当な権限を有しない者による操作の防止

担当者以外がシステムを操作できないように、必要な措置(ID・アクセス権の管理等)が講じられているかを評価する。

動作を記録する機能

監査を実施するためには、監査に必要なログ(システムの動作記録)を取得しておくことが必要となる。必要なログが取得される措置が講じられているかを評価する。

入退場管理に必要な措置

民間事業者側の設備に関して、評価対象システムが設置される場所(失効情報を取り扱うサーバの設置場所等)への入退場管理について、必要な措置が講じられているかを評価する。

外部組織との連携に係る措置

総務大臣の認定を受けようとする民間事業者が社外の資源を利用する場合(外部の事業者が提供するシステムやサービスを利用する場合等)に、秘密保持契約等の必要な措置が講じられているかを評価する。

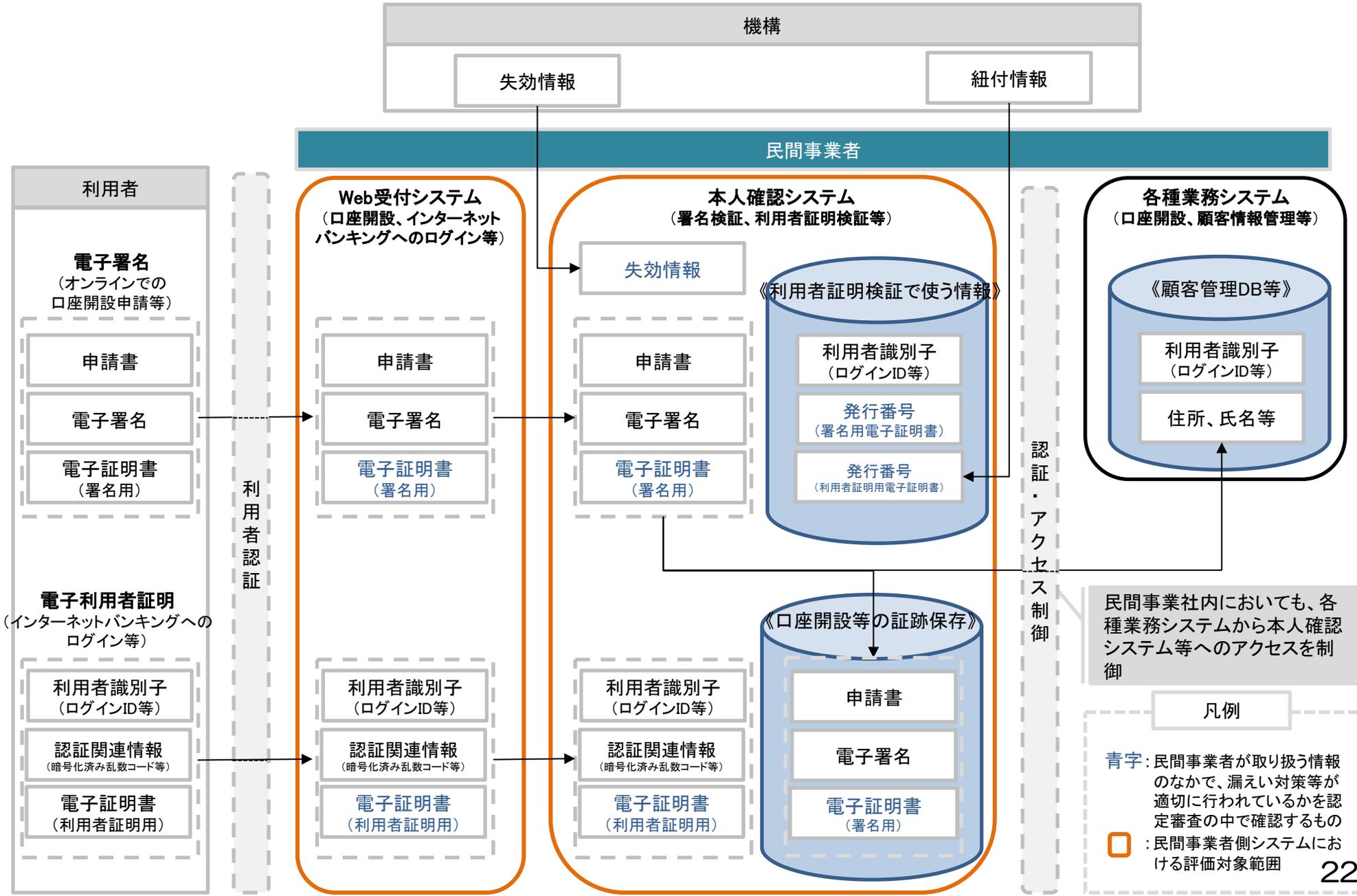
情報セキュリティに係る組織体制

署名検証等に係る民間事業者側の情報セキュリティ管理体制(責任者、業務実施担当者等)が整備されているかを評価する。

役員等の要件

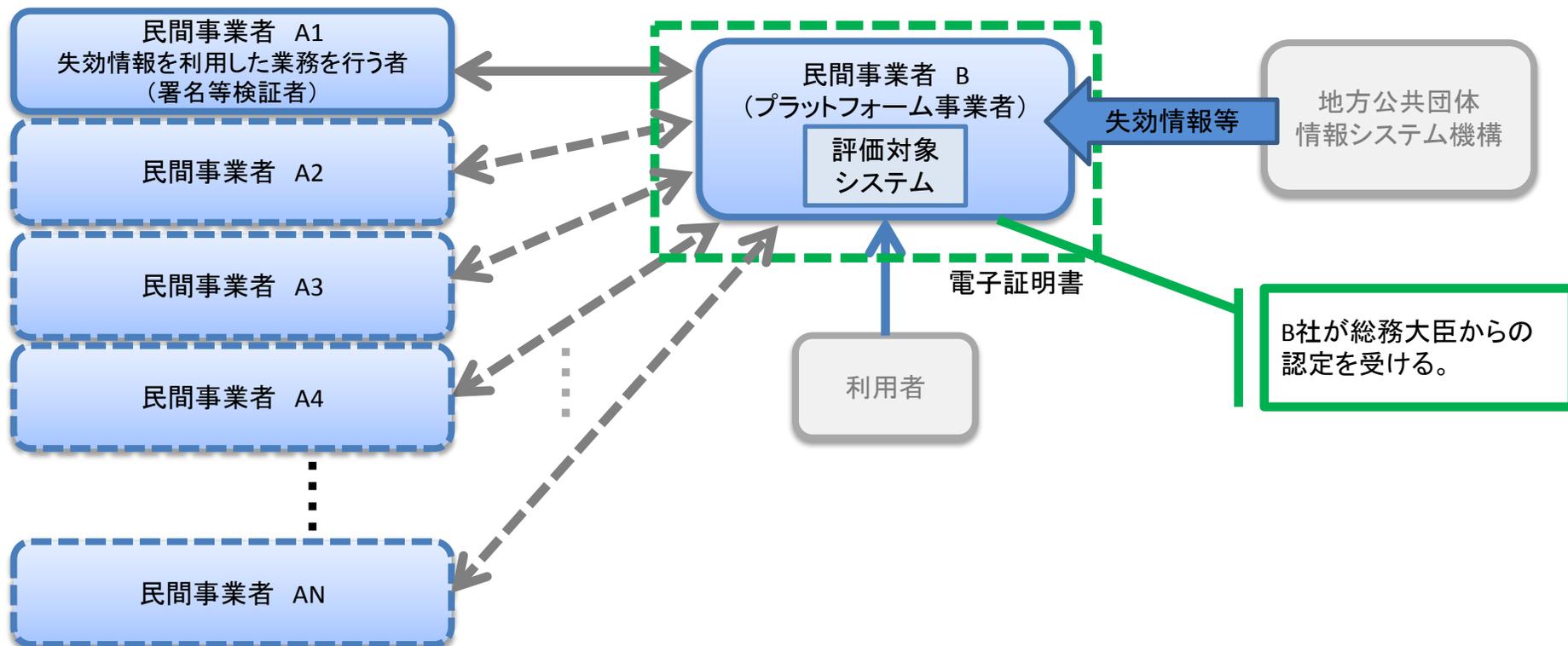
役員及び業務統括責任者において、公的個人認証法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反する等により、罰金の刑以上の刑に処せられた者等がないかを評価する。

民間事業者のシステム及び評価対象システム(イメージ)



「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者(署名等検証者)が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者(いわゆる「プラットフォーム事業者」)が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じることを予定している。
 - ① 「総務大臣の認定」(法17条1項6号)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
 - ② 「機構への届出」(法第17条第1項)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



サービスを利用するための手数料等の経費(想定)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における経費

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

評価対象システムの導入費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

- ① 評価対象システムの保守費
- ② 失効情報等の提供に係る手数料

B PF 事業者に委託する民間事業者における経費

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

PF事業者の評価対象システムと連携するための改修に係る経費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

- ①' PF事業者の設置・管理する評価対象システムの利用料
- ②' 失効情報等の提供に係る手数料

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(1/2)

1. 基本的な考え方(案)

- ① 低廉性: インターネット取引等の基盤として、多様な業種の多数の事業者にご利用頂けるよう、十分に低廉な料金設定とする。
- ② 公平性: 多様な業種の多数の事業者の利用を想定し、サービス利用に応じた料金設定とする。
- ③ 持続性: サービスが持続可能となるよう、サービスの利用が拡大する将来においては、利用者の負担(電子証明書発行手数料(国民)及び情報提供手数料(府省等・民間事業者)並びに地方の利用相当負担)で、サービスの費用を賄うことが見込める料金設定とする。※
※【注】 サービスの費用は、これまで利用者に代わりほぼ地方が負担。今後、これに加え、当面、国が、番号法施行に伴う費用増加及び個人番号カード普及促進の観点から、電子証明書発行手数料相当額を負担。

2. 情報提供手数料(案)

- ① 当面は、利用促進を図るため、民間事業者から見たサービス利用のメリットを分析し、「低廉性」を重視した単価とする。※【注1】
- ② 「公平性」等の観点から、利用に応じた料金(従量制)を基本としつつ、※【注2】多様な業種・事業者に適切に対応するため、「大口割引」等を可能にするための規定も設ける。
- ③ 当該単価等は、当面のものであり、利用の拡大等に応じ、柔軟かつ適切に見直しを行う。特に、単価の低減が図れるよう、利用の拡大に積極的に取り組む。※【注3】

※【注1】 手数料(案)の単価では、当面(5年程度)は、利用者の負担のみで費用を賄うことは難しいと考えられる(地方及び国の負担が継続する)が、将来的に、サービスの利用が拡大・定着すれば、利用者の負担のみで費用を賄うことが期待できる単価であり、「持続性」にも配慮している。

※【注2】 「定額制」では、「利用の少ない者」の利用が進まず、「利用が多い者」の利用に応じた負担がなされない(すなわち、「公平性」及び「持続性」の観点から、課題がある。)このため、「署名等検証者からの問い合わせに対して失効情報の集合物を提供する方法」又は「即時に応答する方法」の別を問わず、有効性確認を行った件数に応じた「従量制」を基本とする。

※【注3】 情報提供手数料を含めた利用者の負担が、サービス全体の経費を超えないことは当然。よって、将来的に、利用が拡大していけば、単価を低減させることが可能。そのような状況になることをめざし、利用の拡大に向け、積極的に取り組む。

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(2/2)

【手数料(案)】

- ◆ 署名用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 20円
- ◆ 利用者証明用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 2円
- ◇ 大口の利用、利用事務・事業の公益性その他の事情にかんがみ、手数料の単価又は総額の減額を行う場合がある。

【民間事業者から見たサービス利用のメリット分析】

- ◆ 署名用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、20円と設定した。
 - ① 「住民票記載の正確な氏名・住所等の4情報＋有効／無効」が取得できる。
 - ② 申請等の否認・改ざん、なりすましを防止できる(法的な真正成立推定効も得られる。)(ネットバンキングの不正送金被害約14億円(25年))。
 - ③ 銀行等において、口座開設時に必要となる本人確認書類の郵送の負担(郵便代82円等)が不要となる。
 - ④ 利用者証明用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代52円等)がなくなる。)
- ◆ また、利用者証明用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、また、住基ネット手数料の大口料金(3円)等を参照して、署名用の10分の1である2円と設定した。
 - ① なりすましログインを防止できる(不正送金等の被害を防止できる。)(安心感の増大から取引拡大も期待できる。)
 - ② 署名用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代52円等)がなくなる。)

サービスの利用を開始するまでの手順(イメージ)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における手順

ステップ1: 技術仕様等の入手

民間事業者は、J-LISとNDA(機密保持契約)を締結し、サービスに係る技術仕様書を手入して、評価対象システムの設計を行う。

ステップ2: 大臣認定の手続き

民間事業者は、大臣認定の申請を行う。総務大臣は、認定基準を満たしているかの確認を、認証業務を行うJ-LISに依頼する。
総務大臣は報告を踏まえ、大臣認定を行う。

ステップ3: サービスの利用準備

民間事業者は、大臣認定を受けた設計書等に基づき、評価対象システム等を構築する。

B PF 事業者に委託する民間事業者における手順

ステップ1': PF事業者の選定・調整

業界として、又は個別に、PF事業者を選定し、その接続方法やサービス利用料などについて、調整を行う。

ステップ2': サービスの利用準備

民間事業者は、サービスを利用するために必要となる業務システムの改修を行う。

民間事業者の皆様

～公的個人認証サービスの利用に関する問い合わせ等はこちら～

総務省

公的個人認証サービス利用相談担当

(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail: kouteki-kojin@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517

ウェブサイト : で検索。

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

公的個人認証サービス署名検証者担当

(地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスセンター内)

E-mail: jpki-minkan@ml.j-lis.go.jp

ウェブサイト : で検索。

(https://www.j-lis.go.jp/jinfo/cms_18.html)

民間事業者に対する公的個人認証サービスの説明実績(平成26・27年度)

10月29日現在

取組1. 多くの企業に広く周知するための取組

業界説明会等を開催いただき、
 ① 個人番号カードと電子証明書が大幅に普及する見込みがあること
 ② 公的個人認証サービスを活用することのメリットを中心に説明を行い、活用の検討を促す。

- 経済団体**
 - 経団連 (12/1・7/14)
 - 新経済連盟 (1/29・9/14)
- 銀行**
 - 全国銀行協会 (1/21・7/31) ※事務局説明
 - 全国銀行協会 (3/2)
 - 全国地方銀行協会 (12/25・8/11)
- 保険**
 - 生命保険協会 (2/27・7/31)
 - 日本損害保険協会 (2/4・9/2)
- 証券**
 - 日本証券業協会 (1/21・7/30)
- 民間認証事業者**
 - 民間認証事業者団体 (12/19・7/17)

取組2. 特定の企業の検討を支援するための取組

① 公的個人認証サービスの活用に向き企業及び
 ② 公的個人認証サービスの活用により大きなメリットがあると予想される企業
 に対し、個別に詳細な説明や検討の支援を行う。

- ネット通販**
 - ネット通販 (10/9)
- 資金融通**
 - 資金融通 (1/30)
- クレジット**
 - 信販 (6/24・2/17・3/13・6/15・6/30)
- 都市銀行 (11/12・12/19)
- ネット銀行 (1/23・4/28・8/10)
- 損害保険 (2/4)
- 小売業**
 - コンビニ (11/5・12/24・3/18・4/27・5/15・5/25・5/28・6/11・6/24・6/30・8/4)
- その他**
 - その他 (10/6・4/22・5/27・6/3・6/16・6/23・7/21・7/23・7/31・8/7・8/21・8/26・10/2・10/8)

※ ●は業界団体。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)の変更
(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定
(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

○マイナポータル¹の構築・利活用

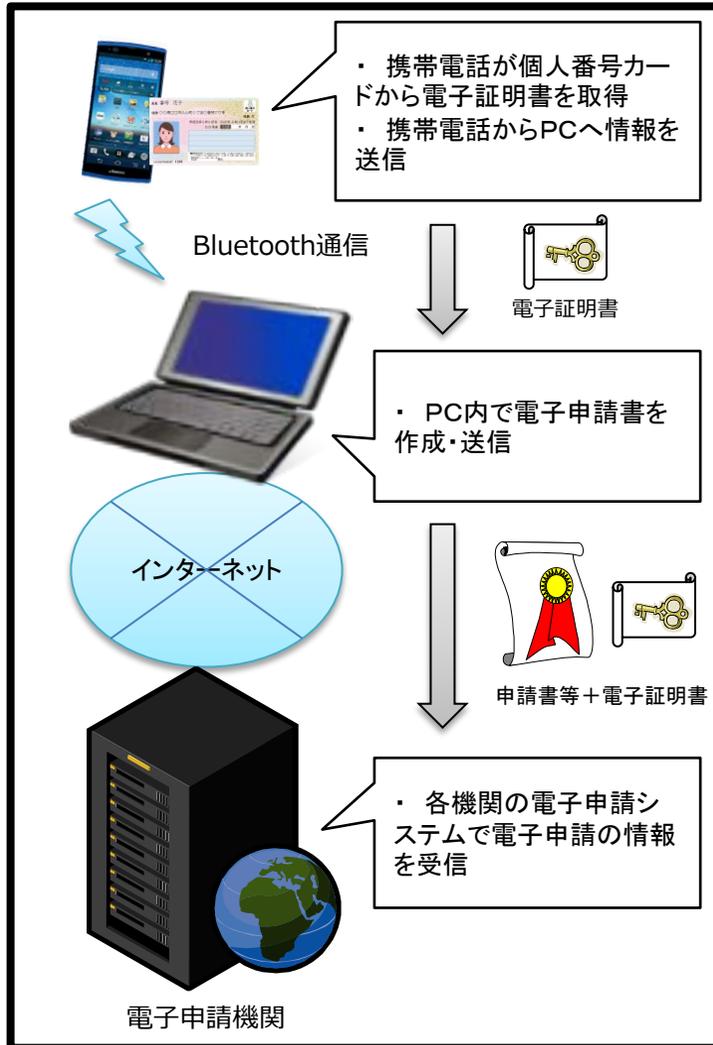
・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。

○個人番号カードの普及・利活用の促進

・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

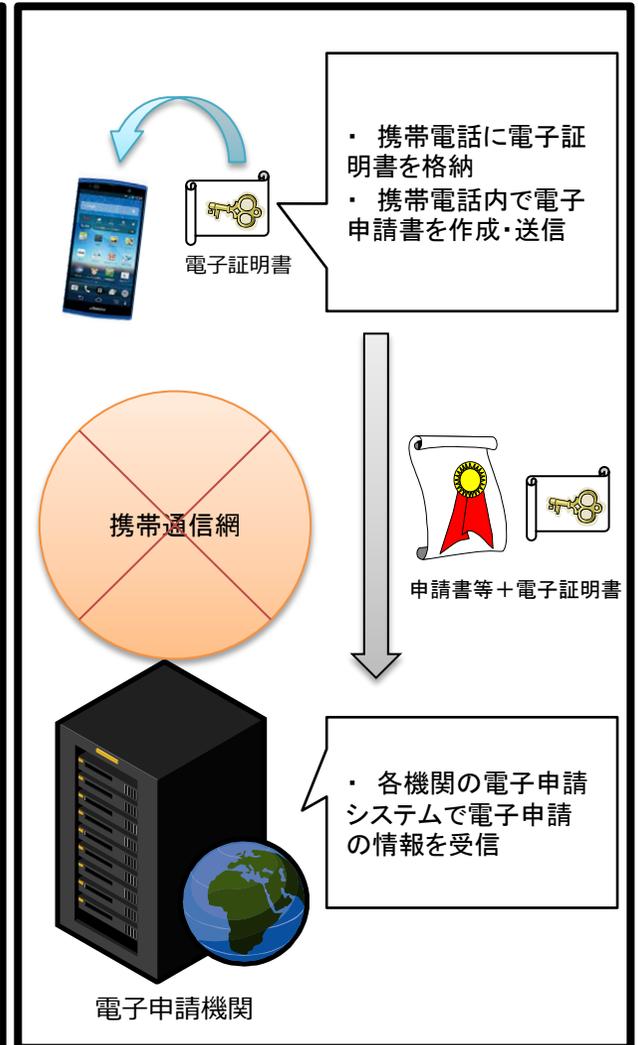
【方式1】携帯電話をICカードリーダーライターとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



【方式2】携帯電話がICカードリーダーライターとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討、携帯機器事業者との調整等、携帯導入に向けた検討項目が多数存在することから、方式1及び方式2について先行して検討。

携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用に必要な検討事項

方式1: 携帯電話がICカードリーダライタの役割を担い、PCと連携する方式

そのためには

① 携帯電話版利用者クライアントソフトの開発(国)

携帯電話をICカードリーダライタとして使用し、個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどを可能にするために、携帯電話へ導入するソフトを新たに開発する必要がある。

② PC版利用者クライアントソフトの改修(国)

ICカードリーダライタとして使用する携帯電話とPCの連携を可能にするために、PCへ導入する現行のソフトを改修する必要がある。

③ 携帯電話端末の動作検証・調整(携帯機器事業者)

携帯電話の各機種毎に、個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどが可能か検証するとともに、必要となるファームウェアの調整を行う必要がある。

方式2: 携帯電話がICカードリーダライタとPCの役割を担う方式

そのためには

① 携帯電話版利用者クライアントソフトの開発(国)

携帯電話を利用して個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書を取得したり、電子署名を行ったりするために、携帯電話へ導入するソフトを新たに開発する必要がある。

② 携帯電話の動作検証(携帯機器事業者)

携帯電話の各機種毎に、個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどが可能か検証するとともに、必要となるファームウェアの調整を行う必要がある。

※ このほか、携帯電話のどの機種が個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどが可能か検証するためのツールの作成等が必要。

ケーブルテレビを活用した個人番号カードによる施設予約等

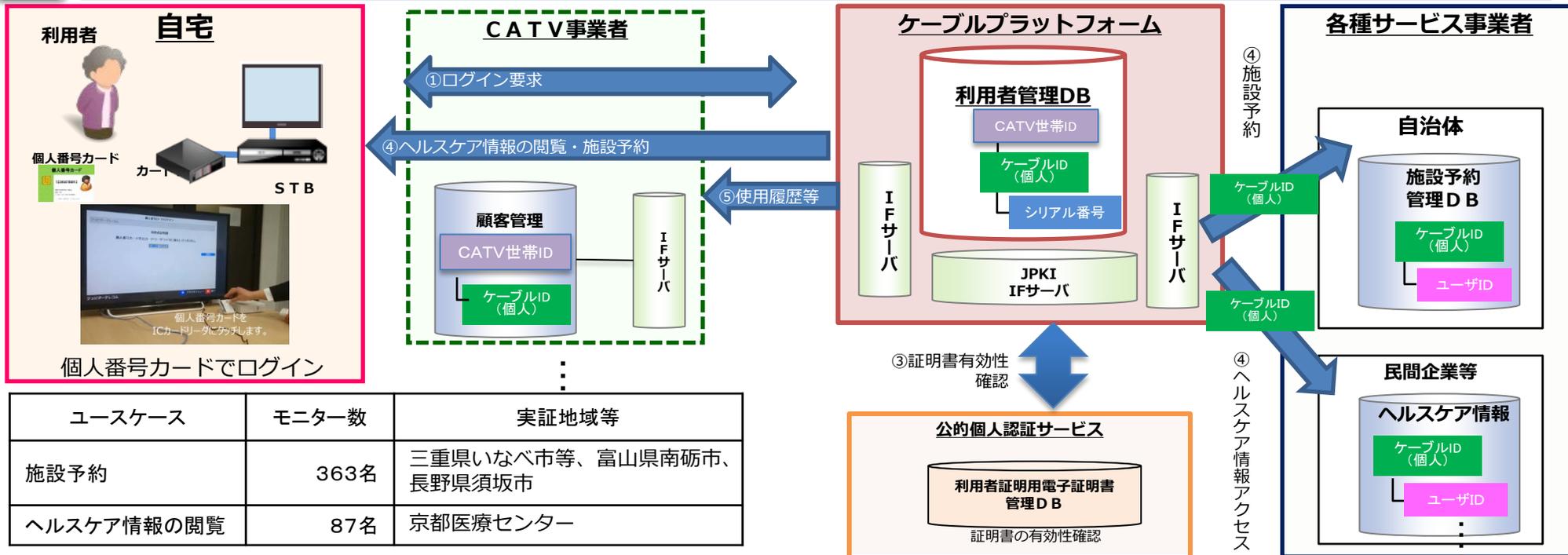
テレビ・ICカードを活用した自治体施設システム

実証内容

- ✓ 個人番号カード（公的個人認証サービスの利用者証明用シリアル番号）と「共通プラットフォームID（個人ID）」をあらかじめ紐付けておくことで、ケーブルテレビを介して資格確認（ログイン）を実施、ヘルスケア情報の閲覧や地方公共団体の施設予約を実施。
- ✓ 具体的には、ケーブルテレビのSTBの外付けリーダから個人番号カードを読み取り、ケーブルテレビプラットフォームを通じて、公的個人認証サービスとの間で証明書有効性の確認等を行い、本人認証を実施

効果

- ✓ 高齢者等に身近なテレビを活用することにより、パソコンに不慣れな方でも容易に利用。また、地域密着サービスであるCATV事業者ならではのサポートも可能。



山形県酒田市における健康保険資格のオンライン確認及びクレジット決済

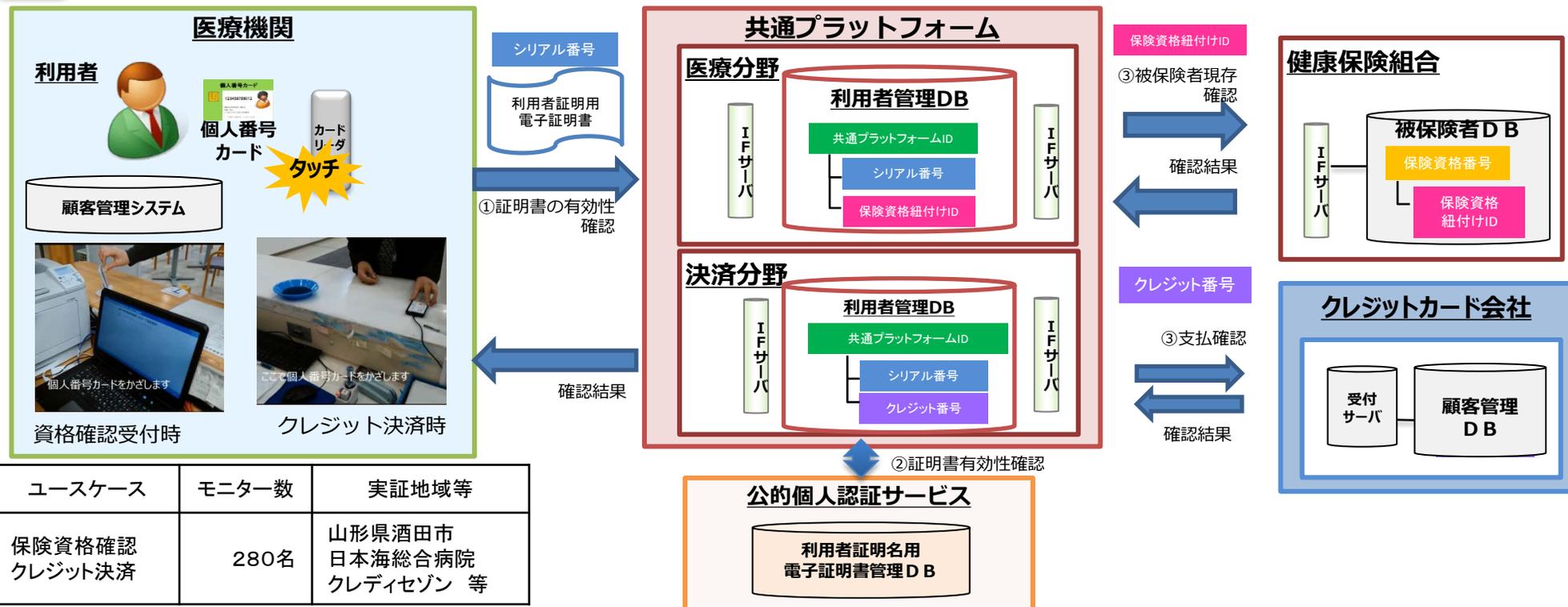
個人番号カード[※]を活用した資格確認・クレジット決済

実証内容

- ✓ 個人番号カード（公的個人認証サービスの利用者証明用シリアル番号）と「被保険者番号」、「クレジット番号」をあらかじめ紐付けておくことで、受診時にあるいは決済時、個人番号カードを使って、オンラインによる健康保険資格確認、クレジット会社あてに支払依頼を行う。

効果

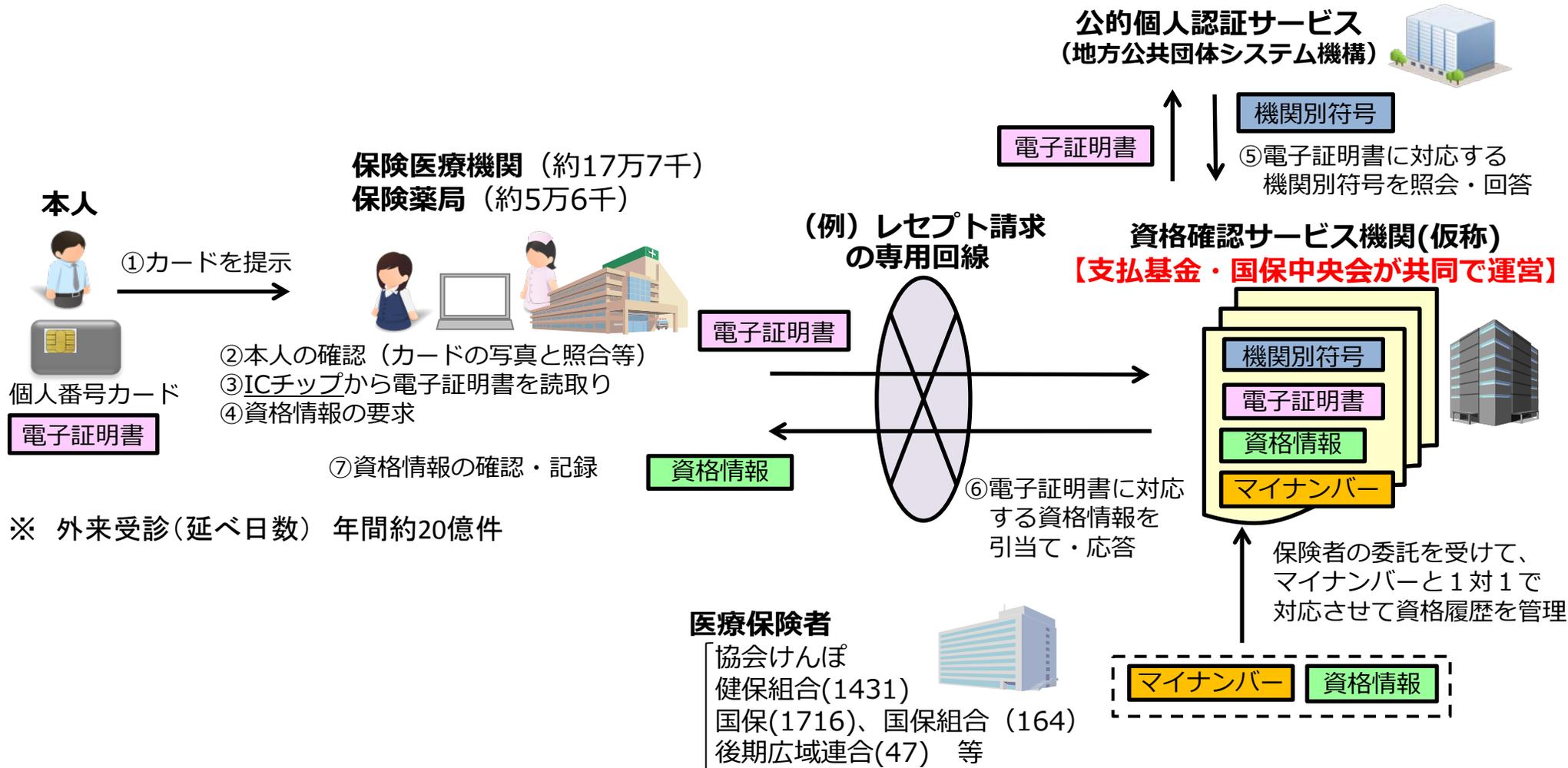
- ✓ 医療機関、保険者：健康保険資格情報に変更があった場合、診療報酬に対する医療機関、保険者の返戻事務処理等が減少し、業務の負荷を軽減。
- ✓ クレジット会社：クレジット番号を入力することがないため、セキュリティの向上が期待。



ユースケース	モニター数	実証地域等
保険資格確認 クレジット決済	280名	山形県酒田市 日本海総合病院 クレディセゾン 等

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービス機関（仮称）に資格情報の照会・確認を行う。
- 医療保険制度で、保険者が個人番号カードを被保険者証として認証する仕組みとした場合、被保険者証の提示は要しない仕組みにできる。



※ 外来受診(延べ日数) 年間約20億件

保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備（平成27年国民健康保険法等改正）

○ 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。

→ 保険者が個別に接続するとコスト大

※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。

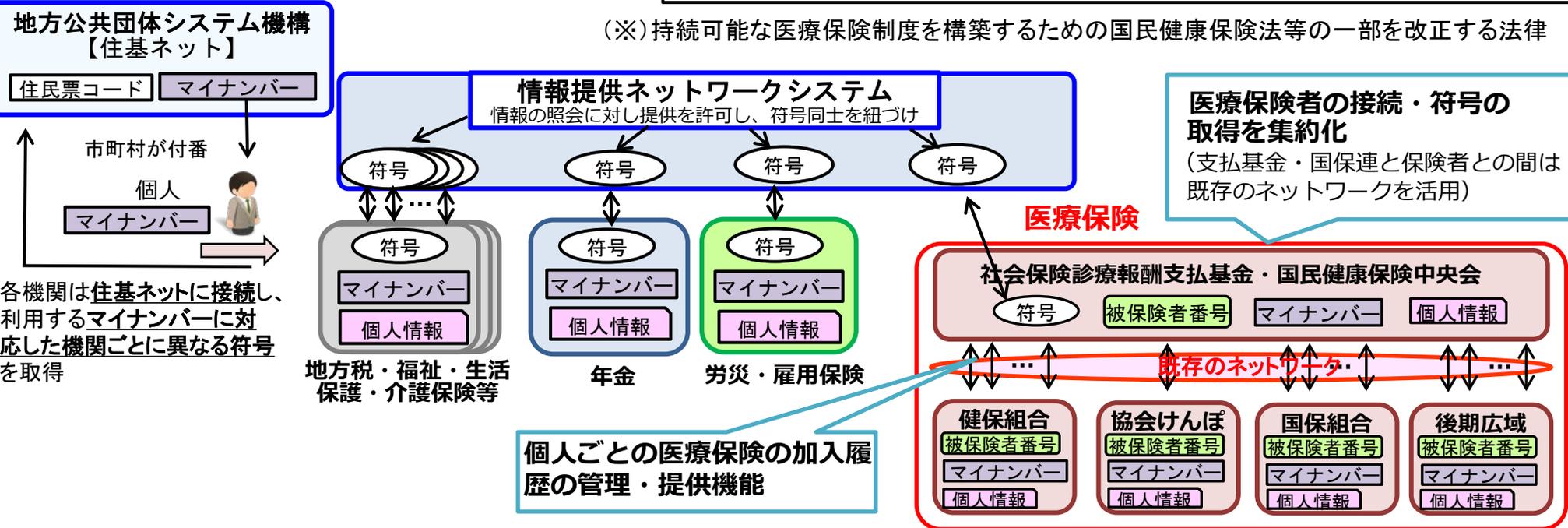
○ 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。

○ あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。

※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等

→ 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う（平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行）

(※)持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律



※情報ネットワークとの接続(符号取得)は便宜上、支払基金が行う

※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。

出典:厚生労働省作成資料

(9月30日研究会資料) 公的個人認証の仕組みを活用したオンライン資格確認 (イメージ)

機関別符号の取得 (準備段階)

医療保険者



※番号制度のインフラを基本的に活用
 ※市町村国保分は国保ネットワークを活用

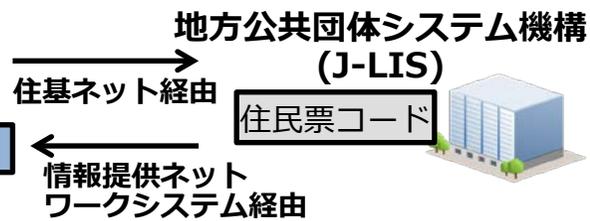
① 支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けてマイナンバーと1対1で資格情報を管理

支払基金・国保中央会



② 支払基金・国保中央会が全保険者の機関別符号を取りまとめて取得

※符号の取得は支払基金がJ-LISとの窓口になって行う
 ※符号は保険者を異動しても変わらない医療保険の符号となる



協会けんぽ
 健保組合(約1400)
 市町村国保(約1700)
 国保組合(約160)
 後期広域連合(47)等

電子証明書と資格情報を突合させる (初回の受診時)

本人



保険医療機関 (約17万7千)
 保険薬局 (約5万7千)



電子証明書

レセプト請求の専用回線経由

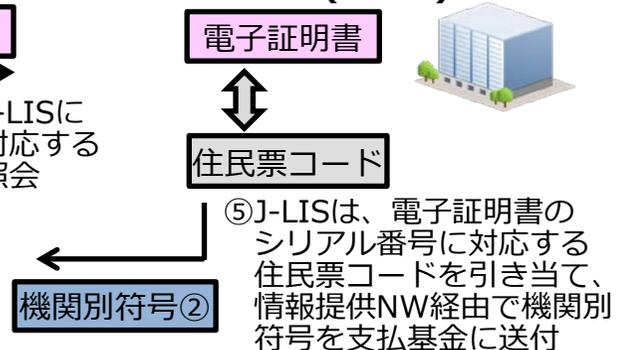
③ ICチップから電子証明書を
 を読み取り、資格情報を請求

支払基金・国保中央会



④ 支払基金からJ-LISに
 電子証明書に対応する
 機関別符号を照会

地方公共団体システム機構 (J-LIS)



⑤ J-LISは、電子証明書の
 シリアル番号に対応する
 住民票コードを引き当て、
 情報提供NW経由で機関別
 符号を支払基金に送付

※外来受診(延べ日数)
 年間約20億件

⑥ 支払基金は、既に取得している機関別符号①と、新たに電子
 証明書に対応して送付された機関別符号②をキーにして、
 電子証明書に対応した資格情報を1対1で突合させる

※機関別符号①と機関別符号②は
 支払基金が窓口であり同じ符号

保険医療機関等への資格情報の送付 (突合させた後)



保険医療機関・保険薬局



電子証明書

資格情報

⑦ 支払基金・国保中央会は、
 電子証明書に対応した資格
 情報を保険医療機関等に提供

支払基金・国保中央会



⑦ 電子証明書の
 有効性を確認

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

※突合後は、電子証明書の有効性ののみを確認
 ※突合後は、患者がどの医療機関に受診しても、
 その医療機関から照会された電子証明書に対応
 する資格情報を提供できる

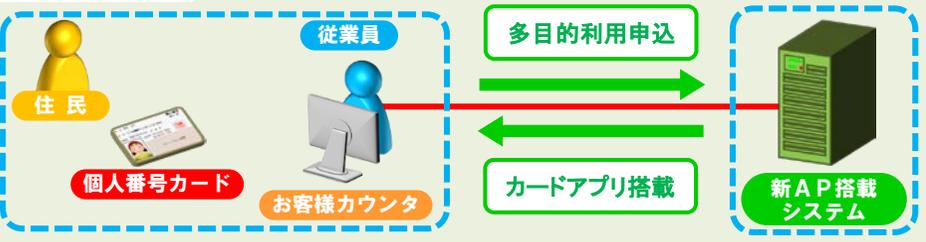
民間事業者のICチップ空き領域活用について(活用のイメージと必要な準備)

要検討 利用できる民間事業者・事業の要件(政令、省令)、認定手続、認定(告示)

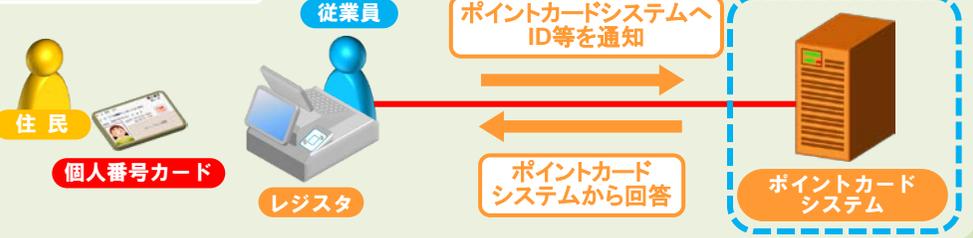
活用のイメージ

ポイントカードに利用

利用登録時

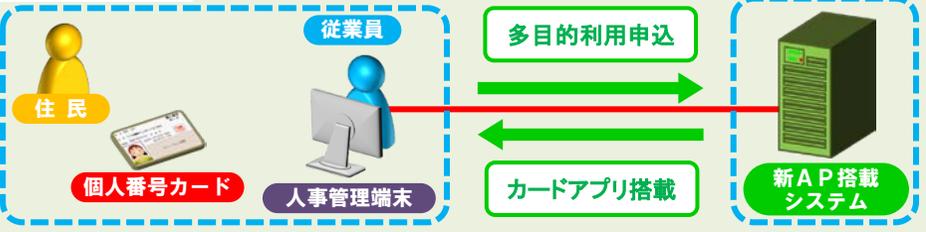


サービス利用時

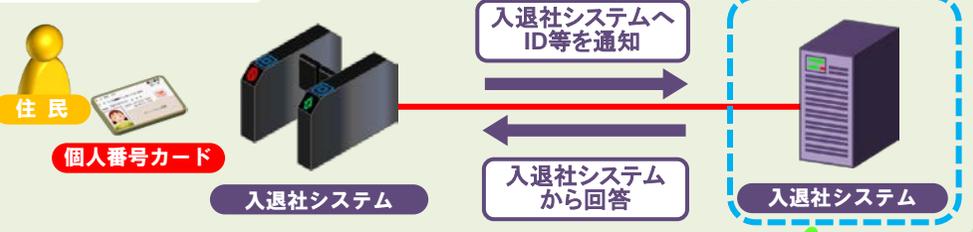


入退社管理に利用

利用登録時



サービス利用時



商店のポイントカードや、企業の入退館カードのほか、IDを払い出して利用する様々なサービスに利用可能。

必要な準備

カードアプリの準備

- 3種類の基本APを機構が有償で提供する **要検討** 利用料金①、利用許諾要件・手続

種別	情報	パスワード	相互認証	暗号化
業務タイプA	ID等	あり/なし	あり	なし
業務タイプD	ID等	あり/なし	あり	あり
共通カードAP	IDのみ	なし	なし	なし

- 民間事業者において、独自APの開発も可能 **要検討** 開発手引書、開発手続

新AP搭載システムの構築

- ソフトウェアを機構が有償で提供する **要検討** 利用料金②、利用許諾要件・手続

※(参考)市町村の場合は、年間保守料のみを負担している

- ハードウェアについては民間事業者において用意

業務システムの準備

- 改修又は調整について民間事業者において実施

その他要検討

- 技術的基準(カード告示)
 - ・必要最小限の情報の記録
 - ・搭載を希望する者に限り搭載 など
- その他の手続(トークンの提供等)
- 利用料金③(カードの開発及び運用経費の一部)

個人番号カードの空き領域利用に関する規定

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（個人番号カードの利用）

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの 当該事務

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

（個人番号カードの利用）

第十八条 法第十八条第二号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構
- 二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関
- 三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人
- 四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）

※ 政令改正（平成27年9月18日公布）により、第18条第2項第4号を追加。